

# 金融機関の引当金計上に対する考え方 コロナ禍の影響による変化の検証

日本の会計基準は、「予想」損失を見積もることを要求する基準となっているものの、過去の貸倒実績のみに基づいて貸倒引当金を計算することが一般的な実務慣行となっていた。しかし、コロナ禍が深まった2020年3月以降、貸倒引当金の見積りに対する金融機関の考え方は大きく変化してきている。これまでのように過去実績のみに基づいて予想損失率を算定するのではなく、モデル等を導入することにより、金融機関としての今後の経済の見通し等を反映させた貸倒引当金の見積り、所謂フォワードルッキングな貸倒引当金の見積りを導入する機運が高まっている。

## 背景

金融庁は、2019年12月に金融検査マニュアルを廃止するとともに、ディスカッション・ペーパー「検査マニュアル廃止後の融資に関する検査・監督の考え方と進め方」(以下、DP)を公表した。将来予測情報の反映は、このDPにおける1つのメッセージとなっているが、DPが公表された時点では、フォワードルッキングな貸倒引当金の見積りを導入する動きは、それほど顕著ではなかった。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を背景に、金融機関のスタンスは、2020年3月以降変化してきていると感じている。主な点

としては以下の2つが挙げられると思われる。

- ①安定していた経済環境が数カ月の間に一変し、企業の業績にも影響は出ているものの、制度融資等の金融施策が機能していることもあり、想定に比してデフォルトが顕在化していないと見る向きは多い。換言すれば、2022年3月期以降は多額の信用損失が顕在化するという予想をしている金融機関が多く、過去実績のみを基礎に算定している、貸倒引当金が不足することとなる局面になっていると考える金融機関が増加しているということ。
- ②①だけであればフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りの導入ではなく、将来情報に基づく貸倒実績率の修正(所謂「必要な修正」)としてのスポットの対応も考えられるが、ほかにも、震災や大規模水害等、過去に経験のない事象が発生しており、有事の際に備え、恒久的にフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りができるような仕組みを導入しておくべきであると考え、金融機関が増加しているということ。

## フォワードルッキングな 貸倒引当金の見積り

### 〔金融機関のスタンス〕

執筆時点では、金融機関は、①既に貸倒引

## 有限責任監査法人トーマツ 金融インダストリーグループ パートナー

坂田 響 (さかた きょう)

### プロフィール

1976年生、神奈川県出身。1999年慶大経済卒。大手監査法人入社後、金融部に所属。2007年監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ)移籍。金融インダストリーグループに所属し、金融機関の会計監査、金融機関のIFRS導入支援コンサルティングやIFRS(金融商品に関する基準)に係るシステム要件定義の支援(ITベンダー)及び信用リスク管理に関するアドバイザー業務、将来予測モデルの導入を中心とした貸倒引当金の見積り方法見直し業務に従事。金融IFRS推進チームリーダーとして、プロジェクトへの関与の他、金融論点の整理及び外部セミナー講師等を担当。



当金見積り方法の見直しを行っている、または、2021年3月期からフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りを導入予定の金融機関  
②今後の経済環境等の変化を見据え、貸倒引当金見積り方法の見直しに向け、準備・シミュレーションを行っている金融機関  
③現状に対する課題認識はあり、他行動向等の情報収集段階にある金融機関、の大きく3つのグループに分けられる。

①は最も少数派であり、このグループに属する金融機関でも、2021年3月期末からフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りを導入するかどうかは、いまだ思案中のところもある。本誌が発行される頃には決算短信で結果が確認できるようになっていると思われるが、「何行が見積り方法の変更の注記をしているのだろうか」という程度の数に留まると想定される。②は、ある程度数はあるが、③よりは相応に少ないといった規模であり、基本的には2021年9月中旬または2022年3月期末からの導入を見据えて動いていると想定される。③は現時点での多数派であるが、2021年3月期の他の金融機関の開示等を見て、来期以降にどの位の金融機関が動くのかは興味深いところである。

### 〔モデルの概要〕

フォワードルッキングな貸倒引当金の見積

りは、IFRSやUSGAAPの実務慣行では、以下のような信用損失に関するパラメータ(倒産確率や引当率)とマクロ経済指標(GDPや失業率)との回帰式等(以下、将来予測モデル)により行われている。

【信用損失に関するパラメータの予測値＝  
A×マクロ経済指標の予測値+B】

上は説明変数が1つである単回帰のケースであり、ここに、マクロ経済指標の予測値を投入することにより、目的変数である、来期の倒産確率等の信用損失に関するパラメータの予測値が算定される。例えば、目的変数を倒産確率とした場合、本来は来期の倒産確率を直接予測すれば良いのだが、マクロ経済指標を介しているのは予測に客観性を持たせやすいためである。倒産確率等の信用損失に関するパラメータの予測の公表値はないが、GDPや失業率等のマクロ経済指標はシンクタンク等が予測値を公表しているものもある。必ずしもそれに倣って予測をする必要はないが、他社が公表している指標であれば自社の予測値に客観性を持たせやすいため、このような手法が実務慣行となっている。そのため、上のような回帰式を算定するに際しては、自社で予測可能な指標であり、かつ、他社が公表している等、客観性を持たせやすい指標を候補に検討を進めることが考えられる。

なお、将来予測モデル導入における留意点として、マクロ経済指標の予測値を外部の公表値のみに倣って機械的に決定してしまうと、貸倒引当金の見積りに金融機関としての予測を反映させる余地が小さくなること、加えて、外部のマクロ経済指標の予測値の変動に伴ってボラティリティが大きくなる場合があることが挙げられる。貸倒引当金は各金融機関の将来見通し(一定の仮定)に基づいて見積ることが必要であることから、採用するマクロ経済指標の予測値には自社の将来見通し(一定の仮定)を反映する仕組みとしておくことが重要な点であると考えられる。

#### 【フォワードルッキングモデルの取り扱い】

IFRSやUSGAAPでは、モデルの概要で記載したような、将来予測モデルによるフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りが行われている。しかし、日本基準においては、「今後1年間の予想損失額は、1年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去3算定期間の平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定する。金融機関の保有する債権の信用リスクが每期同程度であれば、将来発生する損失の見積りに当たって、過去の実績率を用いることが適切であるが、期末日現在に保有する債権の信用リスクが、金融機関の債権に影響を与える外部環境等の変化により過去に有していた債権の信用リスクと著しく異なる場合には、過去の実績率を補正することが必要である(金融商品会計に関する実務指針第111項参照)」(銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」より一部抜粋)とされているこ

とから、景気が安定している局面においては、従来通り過去実績に基づく方法を基本的な方法とし、景気変動が予想され、過去実績と将来予測モデルの算定結果の乖離が大きくなる局面では、必要な修正として将来予測モデルの算定結果を採用するというものも考えられるのではないだろうか。

この考え方については、景気が安定している局面で過去実績と将来予測モデルの算定結果の乖離が小さい場合には過去実績に基づく方法を採用することとなることから、オペレーションの負荷が比較的軽いという点がメリットとして挙げられる。

#### 新型コロナウイルス感染症対応 貸倒引当金の見積りの現時点の実務

日本においては、2020年3月の時点で将来予測モデルを導入している金融機関はほとんどない。その時点から将来予測モデルを作成しても間に合わないことから、将来予測モデルではない手法で、見積り方法は従前通り過去実績を基礎としつつ、必要な修正として、コロナ禍の影響を考慮した貸倒引当金の見積りが行われている。

2020年12月第3四半期までの状況においては、引当率に対する手当ては課題として認識しつつも、将来予測モデルがない中で合理的な引当率の調整は困難であることから、コロナ禍の影響を大きく受ける業種(以下、特定業種)を選定し、当該業種に属する債務者を対象に、債務者区分の調整のみを行っている金融機関がほとんどであると認識している。

特定業種の債務者区分にどのような調整を行うか、であるが、現状の実務は大きく以下の2つの考え方に整理されると思われる。

①個別債務者の自己査定においてコロナ禍の影響はでき得る限り考慮しているものの、これまでに経験のない事象であり、見積りの不確実性が非常に高いため、追加の手当てを行う(特定業種のポートフォリオに属する債務者全てについて、コロナ禍の影響の不確実性の手当てを行う)

②個別債務者の自己査定でコロナ禍の影響は考慮できているが、例えば、2020年12月以降コロナ禍の影響期間に関する仮定を変更しているため、2020年11月までに自己査定を行った債務者については、仮定変更の影響に対して追加の手当てを行う(特定業種のポートフォリオに属する債務者のうち、コロナ禍の影響を反映して自己査定ができている集団とできていない集団が存在するため、できていない集団に対してのみ手当てを行う)

①の考え方は見積りの不確実性に対する手当てであり、過去の実績等を利用することが基本的にはできない考え方となるため、手当ての方法は、ある程度決め打ちとならざるを得ない。例えば、特定業種の債務者は全て1ランク下の債務者区分の引当率で貸倒引当金を計算する、というようなものである。

②の考え方は、上の例では2020年12月以降に自己査定を行った債務者がコロナ禍の影響を適切に反映して自己査定ができている集団ということとなるため、2020年12月以降に自己査定を行った債務者(できている集団)の格付や債務者区分の遷移を利用して、2020年11月までに自己査定を行った債務者(できていない集団)の格付や債務者区分を調整するというように、実績を用いて調整を行いやすい考え方である。

加えて、2020年12月第3四半期までの状況においては制度融資等の金融施策が機能しており、足元の貸倒実績がコロナ禍以前よりも低い水準となっていることから、ここに来て、引当率の調整を検討し始めた金融機関は少ない。コロナ禍以前の格付遷移に、コロナ禍後の格付遷移でストレスをかけたものを利用する等、将来予測モデルがない中でどう工夫していくかは、現在検討されている最中である。

#### 開示の充実

これまで記載してきたフォワードルッキングな貸倒引当金の見積りを含め、会計上の見積りは将来に対する一定の仮定を置いて行われるものであり、どのような仮定を置くかということは金融機関の判断である。仮定は金融機関によって異なることから、比較可能性を確保するためには詳細な開示が必要となる。

さらに、モデルの概要に記載した、将来予測モデルの説明変数であるマクロ経済指標の予測値を決定する場合には、恣意性が介入しやすくなる。この点に関して、日本基準では、企業会計基準第31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」が2021年3月31日以降終了する事業年度から適用され、一定の仮定についても注記として記載することが求められている。先行しているIFRSやUSGAAPにおいては、詳細な開示が要求されていることに鑑みるに、今後は多様な見積り方法が採用されるとともに、採用したマクロ経済指標の予測値についての根拠など詳細な開示が求められることが想定される。

\*本稿の意見に関する部分は筆者の私見であり、所属する法人の公式見解ではない 